

在学期間延長申請について

学生部法学部担当

今年度在籍中の4年生で、卒業要件を満たし、9月卒業見込の者が、自主的に卒業を延期し引き続き秋学期(平成29年9月22日～平成30年3月31日)の在学を希望する場合は、学生部法学部窓口にて配布の所定用紙を作成のうえ(※研究会担当者印、本人・保証人連署(自署))、7月14日(金)までに学生部法学部窓口に提出してください。締切日を過ぎたものは受け付けません。

研究会に所属していない学生は、学習指導との面談が必要です。

必ず、7月7日(金)までに学生部法学部窓口で面談の予約をしてください。

学習指導面談日: 7月12日(水)10:00～(法律学科・政治学科)

なお、在学許可は教授会の決定によるので、正当な理由がないと判断される場合は許可されないことがあります。決定後の正式通知は、保証人宛に9月5日発送予定です。

記

(注意)

- 1 在学を許可された学期が終了した時点で「卒業」となります。「卒業」は、当該学期末に「在学」していることを要件とし、途中で学籍を離れる場合は「退学」となります。
- 2 在学を許可された学期において、所属学科に開設されている法律学科目または政治学科目(いずれも必修科目を除く)から一科目以上の履修登録の必要があります。ただし、当該学期中の「留学」が許可された場合は、この限りではありません。
- 3 在学期間の延長が許可された場合の学費減免措置はありません。

以上